

岩手県告示第 413 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成 20 年 5 月 23 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 下閉伊郡岩泉町猿沢字堤 117 の 136、117 の 157 から 117 の 161 まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため